



西 協 市
教 育 大 綱

西 協 市

第1章 西脇市教育大綱の概要

1 教育大綱の趣旨・背景

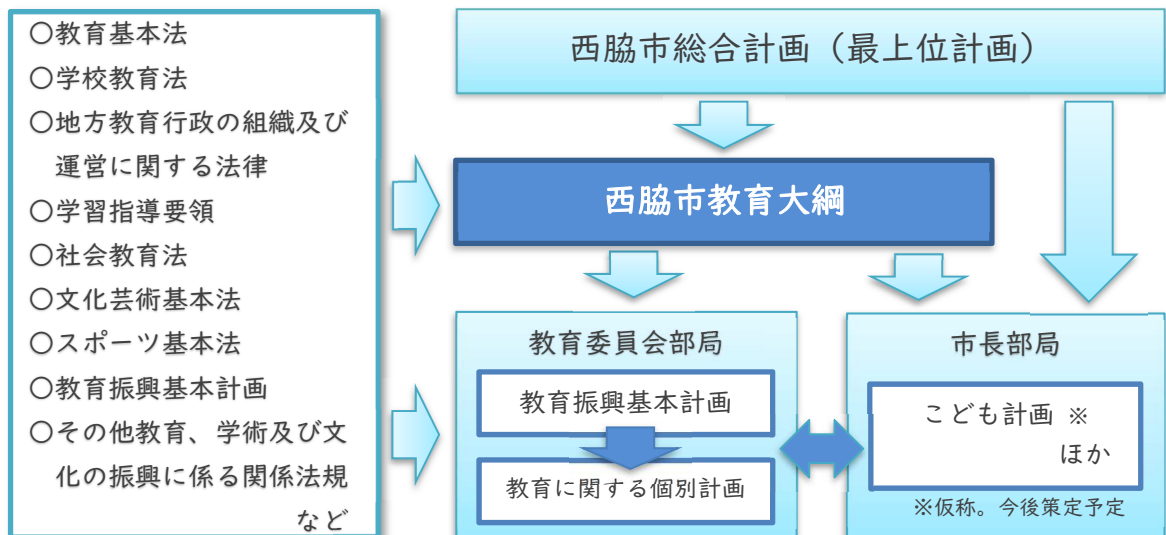
平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行され、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針（教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。また、当該大綱は、教育行政に地域住民の意向を一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定することとされています。

本市においては、平成27年6月に開催した西脇市総合教育会議において、西脇市教育振興基本計画をもって西脇市教育大綱と位置付けることとしましたが、国において令和5年6月16日に第4期教育振興基本計画が閣議決定されたことなどを踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本的な方針を定める西脇市教育大綱（以下「教育大綱」といいます。）を策定するものです。

2 教育大綱の位置付け

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項の規定に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、市長及び教育委員会で構成する総合教育会議での協議・調整を経て市長が策定するものです。

また、第2次西脇市総合計画に関連する個別計画としても位置付けます。



3 教育大綱の推進期間

教育大綱の期間は、令和5（2023）年度から令和10（2028）年度までの6年間とします。

第2章 基本方針

1 基本的な方針

グローバル化や科学技術等の急速な進展、多発する自然災害、そして、少子化・人口減少の進行など、社会が大きく変化し、課題が多様化・複雑化する中、活力あふれる社会を実現していくためには、多様な人材の社会参画とともに、地域課題をイノベーションで解決する取組等を促進する必要がある、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な地域社会の創り手」を育成していくことが不可欠です。一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くことができる人材、自らの個性・能力を伸長し、Society5.0※1に必要な資質・能力などを備えた人材の育成を目指します。

また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられることを目指して、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイング※2の向上を図っていくことを目指します。

2 施策の展開

基本的な方針を踏まえ、次のとおり3つの施策を展開します。



学び

持続可能な社会に向けて学び続ける人材の育成



共生

誰一人取り残さず、誰もが力を発揮できる共生社会づくり



地域

地域や家庭で共に学び、支え合う社会づくり

※1 Society5.0 : サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。

Society1.0 狩猟社会 Society2.0 農耕社会 Society3.0 工業社会 Society4.0 情報社会

※2 ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと（文部科学省：第4期教育振興基本計画より）

● 持続可能な社会に向けて学び続ける人材の育成【学び】

- 子どもたちの学びに向かう力や確かな学力など、新しい時代に求められる能力などについて、個々の状況を踏まえながら育成します。
- 子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを育成します。
- GIGAスクール構想によって整備された端末の活用の日常化を促進し、子どもたちの情報活用能力を育成します。
- コミュニケーション能力の向上、異文化・多様性の理解の増進などにより、国際社会の一員として活躍できる人材を育成します。
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、心身の健康の増進と体力の向上に取り組むとともに、活動を企画・運営する人材の育成に努めます。
- 伝統や文化芸術に親しみ、郷土を愛する気持ちを醸成します。

● 誰一人取り残さず、誰もが力を発揮できる共生社会づくり【共生】

- 障害や不登校、日本語能力等、様々な支援を要する子どもたちに対応するため、社会的包摂の観点から個別最適な学びの機会を確保するとともに多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会を確保します。
- 家庭の経済状況などによらず、誰もが質の高い教育を受けられるよう支援を行います。
- 人権や男女共同参画社会の形成促進などに関する学習機会を充実するとともに、世代を超えて互いに交流する地域共生社会の実現を図ります。

● 地域や家庭で共に学び、支え合う社会づくり【地域】

- 個人や社会の課題の解決、心豊かな人生につながる学習や体験の機会が確保され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整えます。
- 地域社会との様々な関わりを通じて子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進めるとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など地域全体で子どもたちを育む学校づくりを進めます。
- 企業、地域団体等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を進めます。

第3章 教育大綱の効果的な推進に向けて

教育大綱及びそれに基づく教育行政の効果的な推進に向けて、次のような視点に重点を置いて、施策の展開を図ります。

1 国等の動向把握と支援制度の活用

社会情勢が激しく変化する中、文部科学省など関係省庁等の動向や方向性を注視し、行政のみならず関係団体や市民等とも情報共有を図るとともに、国の支援制度を積極的に活用します。

2 教育デジタルトランスフォーメーションの推進

DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））を踏まえ、各段階への着実な移行を推進するとともに、教職員のICT活用指導力の向上や教育データの分析・利活用を進めます。また、GIGAスクール構想での校務DX等を通じた働き方改革を推進します。

3 「働き方改革」・「働きがい改革」等を通じた教育の質の向上

教職員の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校における働き方改革や指導・事務体制の強化、業務の外部委託、地域との連携体制の構築等を通じて、教師が教師でなければできないことに注力できる体制を整備します。併せて、「働きがい改革」を通じて、教職員のウェルビーイングの向上を図ります。

4 安全・安心で質の高い教育環境の整備

安全・安心を確保しつつ新たな学びを実現するため、学校教育施設における教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備等を進めるとともに、社会教育施設等の老朽化対策にも取り組みます。

5 教育委員会と市長部局との連携

子どもの健やかな成長に必要な「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の連携や社会教育を通じた地域コミュニティの活性化など、教育行政と一般行政との密接な連携を図るため、総合教育会議等を活用し教育委員会と市長部局との連携を推進します。